

芸西村新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金について

6/21現在

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として「新しい生活様式」に対応するための対策を講じる村内の事業者の営業継続の支援を行うために補助金を交付します。

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策と、村内の事業者を利用する村民の健康と安全の確保として、村内の事業者が「新しい生活様式」に対応するための対策を講じる営業継続のための支援を行います。

2. 対象事業者

(以下の要件をすべて満たす事業者)

- ①芸西村内に所在地がある事業所、店舗又は施設を有している事業者
- ②小売業、飲食業、運輸業、理美容業、宿泊業、その他不特定多数の者が出入りし、又は集まり、及び一定時間滞在しサービスを提供する事業を営む者。ただし、店舗等内での販売を主とせず、配達及び出前が主な事業者は除く。
- ③令和3年4月1日以前から事業を営んでおり、引き続き営業を継続する意思がある者
- ④村税の滞納のない者
- ⑤事業の実施に当たり必要な許認可を所得し、関係法令を遵守していること
- ⑥芸西村における事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと

3. 対象経費

令和3年4月1日以降に導入した①店舗等の改修、②機器及び備品の購入、③消耗品の購入、④新サービスの導入の新型コロナウイルス感染症対策に要する経費。消費税は含まない。

4. 補助金額

1事業者あたり上限 10万円 千円未満の端数は切り捨て

5. 提出書類

- ①申請書
 - ②対象事業の内訳が分かる書類（カタログ、見積書、請求書、領収書などの写し）
 - ③誓約書
- ※営業の実態が確認できる書類の提出を求め場合があります。事業完了後、実績報告書、補助金請求書を提出してください。

6. 申請方法等

申請書は、役場ホームページからダウンロードできます。ホームページが閲覧できない場合は下記までご連絡ください。

[申請書提出先・問い合わせ窓口]

芸西村産業振興課 ☎ : 0887-33-2113
〒781-5792 芸西村和食甲1262番地